

## 別記4 農地集積支援事業

### 第1 事業の目的

農業生産基盤整備の負担軽減を図り、将来の農業生産を担う農業の担い手への農用地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の維持、発展を促すことを目的とする。

### 第2 事業の内容

#### 1 集落農地集積促進事業

農地利用集積計画に基づき、団体営農地耕作条件改善事業により、集落農地面積に占める地域けん引経営体の経営等農用地（所有権、利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託により集積された農用地。）面積の割合（以下「集落農地集積率」という。）が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に50%以上となった場合に、集支別表に定める基準により促進費を交付する事業。

#### 2 水田園芸拠点産地形成促進事業

「しまねの園芸振興の展開方向」に基づき、団体営農地耕作条件改善事業により基盤整備を実施した農地における地域けん引経営体の作付け延べ面積に占める県推進品目（キャベツ、玉ネギ、白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ミニトマト）の割合が対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に25%以上となった場合に、集支別表に定める基準により促進費を交付する事業。

#### 3 担い手不在集落解消促進事業

担い手不在集落において、担い手確保計画に基づき、団体営農地耕作条件改善事業により、事業完了年度の翌年度から起算して3年が経過するまでに担い手が確保された場合に、集支別表に定める基準により促進費を交付する事業。

### 第3 担い手の要件

本事業の担い手は以下に該当するものとする。

「地域連携・産地づくり計画」策定要領（令和元年9月13日付け農第882号）で定める計画を策定し、認定を受けた地域けん引経営体。

### 第4 事業の採択要件

#### 1 第2の1の事業の対象は、次の要件を満たす地区とする。

県単農地集積促進事業実施要綱（平成26年4月1日付け25農村第678号）の第2の2の事業採択を受けていること。

#### 2 第2の2の事業の対象は、次の要件を満たす地区とする。

県単農地集積促進事業実施要綱（平成26年4月1日付け25農村第678号）の第2の3の事業採択を受けていること。

#### 3 第2の3の事業の対象は、次の要件を満たす地区とする。

県単農地集積促進事業実施要綱（平成26年4月1日付け25農村第678号）  
の第2の4の事業採択を受けていること。

## 第5 事業実施主体

事業実施主体は、市町村とする。

## 第6 経営等農用地

- 1 第2の1の「利用権」及び「農作業受託」は、設定期間又は契約期間が6年以上であり、当該年度を含めて3年以上の設定期間又は契約期間を残しているものであること。
- 2 1の農作業受託によるものについては、基幹ほ場3作業以上の受託を行なうものであること。
- 3 2の「基幹ほ場3作業」とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつては（1）、（3）又は（4）のうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。
  - （1） 耕起
  - （2） 代かき
  - （3） 田植え又は播種
  - （4） 収穫
- 4 農作業受託面積の算定にあつては、基幹ほ場3作業の受託に係る延べ面積を作業数で除した面積とし、その他特別な栽培手法によるもの等にあつてはこれに準じて取り扱う面積とする。

## 第7 事業の申請

- 1 事業実施主体は、第2の1の事業を実施しようとするときは、事業採択申請書（集支様式第1号）にあわせて農地利用集積計画（集支様式第2号）、対象事業の採択通知書の写し、「県単農地集積促進事業」採択通知書の写し、地域連携・産地づくり計画認定書の写しを添えて知事へ提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、第2の2の事業を実施しようとするときは、事業採択申請書（集支様式第1号）にあわせて水田園芸産地形成促進計画（集支様式第5号）、対象事業の採択申請通知書の写し、「県単農地集積促進事業」採択通知書の写し、地域連携・産地づくり計画認定書の写しを添えて知事へ提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、第2の3の事業を実施しようとするときは、事業採択申請書（集支様式第1号）にあわせて担い手確保計画（集支様式第6号）、対象事業の採択申請通知書の写し、「県単農地集積促進事業」採択通知書の写し、地域連携・産地づくり計画認定書の写しを添えて知事へ提出するものとする。

## 第8 事業の採択

知事は、第7の規定により提出された事業採択申請書にて、採択要件等を確認の上、当該事業を実施することが適当であると認められるときは、事業の採択を決定し、事業実施主体に事業採択通知書（集支様式第3号）を交付するものとする。

## 第9 実績の報告

事業実施主体は、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に、様式第6号と事業実績報告書(集支様式第4号)、第2の1の事業にあつては農地利用集積実績(集支様式第2号)を、第2の2の事業にあつては水田園芸産地形成促進事業達成状況報告(集支様式第5号)を、第2の3の事業にあつては担い手確保実績(集支様式第6号)を添えて知事に提出するものとする。

## 第10 交付手続

事業実施主体は、規則第4条による補助金の交付の申請をする場合、様式第1号と集支様式第7号を作成し、事業採択通知書(集支様式第3号)の写しを添付し、隠岐市庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

## 第11 交付決定内容等の変更等の申請

事業実施主体が、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第2号と集支様式第7号を作成し、「農業農村整備事業関係補助金交付要綱」事業変更承認申請書の写しを添付し、隠岐市庁又は各農林水産振興センターを經由して知事に提出するものとする。

## 第12 促進費

1 第2の1、2及び3の促進費(以下「促進費」という。)は、対象事業の実施により生じる経営体負担金の軽減に充てるものとする。

2 促進費の限度額は、対象事業の事業費のうち経営体負担を伴う事業費(以下、「対象事業費」という。)に0.15を乗じた額又は経営体負担額(地域けん引経営体が実際に負担する金額)のいずれか低い額とする。

## 第13 証拠書類の保管

事業実施主体は、事業実施計画、事業完了報告書等の補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類について、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。

## 集支別表

1. 集落農地集積促進事業に係る促進費の限度額は、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。

区 分	交付割合
集落農地集積率が50%以上	0.15

2. 水田園芸拠点産地形成促進事業に係る促進費の限度額は、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。

区 分	交付割合
県推進品目の作付け割合が25%以上	0.15

3. 担い手不在集落解消促進事業に係る促進費の限度額は、対象事業費に次の交付割合を乗じた額とする。

区 分	交付割合
担い手不在集落において担い手を確保	0.15